
鋼船規則検査要領

S 編

危険化学品ばら積船

要
領

2014 年 第 1 回 一部改正

2014 年 6 月 30 日 達 第 36 号

2014 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2014 年 6 月 30 日 達 第 36 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

S3 船体配置

S3.2 居住区域，業務区域，機関区域及び制御場所

S3.2.3 居住区域，業務区域及び機関区域並びに制御場所への諸開口

-5.を次のように改める。

-5. 規則 S 編 3.2.3 の適用上，船首楼内の区画については，発火源となり得るものが格納される場合であっても，貨物エリアに面する戸を設けて差し支えない。ただし，戸の位置は，規則 H 編 4.2.3-2.，-4.及び-5.に規定する危険場所の範囲外とすること。当該規定を満足することが実行不可能又は不合理な場合にあつては，規則 H 編 4.2.3-2.，-4.及び-5.に規定する危険場所に発火源となり得るものが設置されないことを条件として，貨物エリアに面する入口，空気取入口及び開口を設けることが認められる。この場合，IEC 60092-502 に適合する防爆形電気機器は発火源とはみなされない。

附 則

1. この達は，2014 年 6 月 30 日から施行する。